

農業委員会議事日程

日 時：令和2年4月28日（火）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 議案第6号 国有農地借受人の名義変更について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 9 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
なお、今定例会は、「一般社団法人 全国農業会議所」からの新型コロナウイルス感染拡大を抑制するための対応案に基づき、必要最小限の人員による開催といたしまして、農業委員 10 名のみでの招集となりますがよろしくお願ひします。
ただ今から令和 2 年 4 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日で足りうと思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
9 番緑川忠一委員、10 番伊藤尚子委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案の
とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第6、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついて、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番岡田です。1番案件について、現地確認をしまいりましたので、ご報告いた
します。

場所は、打沢区で旧北国街道の西側で打沢公民館との中間にある農地です。申請農
地と隣接宅地を一体整備し賃貸住宅を新築するものであります。周囲は、西側は市道、
東側・南側は申請者の宅地、北側は宅地と一部畑であります。隣接耕作者の同意を
得ております。北側の隣接農地との境界にはブロック塀があり、他3方も土留めが施
工され、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと
判断いたしました。

13 番高松委員	<p>13 番高松です。2 番案件について、22 日に担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。</p> <p>場所は、更級小学校より南側約 100mにある農地です。周囲は、北側・東側は申請者の農地、西側は宅地、南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ておりますので、問題ないと判断いたしました。</p>
1 番中嶋委員	<p>1 番中嶋です。3 番案件について、24 日に担当委員 4 名で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。</p> <p>場所は、八阪神社より南西側約 200mにあり、農業用休憩所として使用していた部分について、追認申請するものであります。顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢が見られ、周囲に隣接農地もないことから、追認許可について問題ないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>委員さんからの報告が終わりました。</p> <p>それでは、質疑意見を一括、お受けします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>進行の声がございます。進行いたします。</p> <p>質疑、意見を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号は、原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>続きまして、日程第 7、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局から朗読、説明をお願いいたします。</p>
宮坂担当係長	<p>……朗読説明……</p>
議 長	<p>朗読、説明が終わりました。</p> <p>それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。</p>
2 番岡田委員	<p>2 番岡田です。1 番から 4 番案件について、現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。</p> <p>まず、1 番案件ですが、場所は、寂蒔区で国道 18 号線沿いにあります自動車配車センターの東側にある農地です。既存敷地を拡張し車両置場を整備するものであります。周囲は、北側・東側は道路、西側・南側は既存車両置場と隣接農地はなく、雨水</p>

は地下浸透処理のため、問題ないと判断いたしました。

次に、2番案件ですが、場所は、寂蒔区で国道18号線寂蒔信号から西側に150m程入った市営寂蒔団地の北側にある農地です。申請農地と隣接宅地を一体整備し賃貸住宅を新築するものであります。周囲は、南側は市道、東側は宅地と畑、北側は赤線を挟んで田、西側は宅地と田ですが、隣接耕作者4名の同意を得ております。隣接農地との境界にはコンクリート擁壁、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

次に3番案件ですが、場所は、寂蒔区で国道18号線にあります自動車販売所の西側に隣接する農地です。既存敷地を拡張し車両置場を整備するものであります。周囲は、東側は既存店舗、南側は宅地と一部畑、北側・西側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。造成は砕石敷きと軽微なものであり、雨水は地下浸透処理のため、問題ないと判断いたしました。

次に4番案件ですが、場所は打沢区で国道18号線打沢信号の東側に位置する農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側は市道、南側は宅地、北側・西側は譲渡人の田で、申請者以外の隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

14番保木野委員

14番保木野です。5番と6番案件について、23日に担当推進委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、5番案件ですが、場所は屋代地ノ眼で、〇〇〇工場駐車場の南側にある農地です。申請地において、太陽光発電施設を設置するものであります。雨水は地下浸透で、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと判断いたしました。

次に、6番案件ですが、場所は粟佐区で、千曲警察署より北側約150mにある農地です。長野市の不動産業者が9区画の宅地分譲地を整備するものであります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと判断いたしました。

5番北澤委員

5番北澤です。7番と8番案件について、23日に担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、7番案件ですが、国道403号線沿いにあるホームセンターより北東側約100mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・東側は住宅、南側は譲渡人の畑、西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ておりません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

次に、8番案件ですが、場所は桑原保育園の近隣にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・東側は道路、西側・南側は住宅と隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり、問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。申請に基づきまして9番案件について、関係委員で現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

場所は国道18号線ほたる橋の信号を東側30m程入った先にある農地です。申請地を取得し住宅敷地を拡張整備するものであります。周囲は、東側・北側は宅地、西側・南側は農地に隣接していますが、隣接耕作者2名の同意を得ております。排水処理等の変更もないことから、問題ないと判断いたしました。

1番中嶋委員

1番中嶋です。10番案件について、24日に担当委員4名と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

場所は、八阪神社より南西側約200mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。登記地目は宅地ですが、現況が農地で農地台帳に記載されている土地であるため、農地転用申請が必要となります。周囲は、北側・東側・西側は道路、南側は申請者の住宅と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり、問題ないと判断いたしました。

議長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第9、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第10、議案第6号 国有農地借受人の名義変更について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑・意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第6号 国有農地借受人の名義変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第11、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

中山次長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

中山次長

(4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和2年4月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時30分